

平成28年 7月 4日

林業木材製造業労働災害防止協会
東北5県各支部
東北5県各森林組合連合会
青森県森林整備事業協同組合
青森県森林業土木協会
岩手県国有林造林生産請負事業協議会
岩手県国有林材生産協同組合連合会
宮城県森林整備事業協同組合
秋田県森林整備事業協同組合
秋田県素材生産事業協同組合連合会
秋田県林業土木協会
山形県森林ノ整備事業協同組合
山形県国有林造林生産請負業連絡協議会

様

東北森林管理局 資源活用課長

請負事業体等の重大災害の発生について（東北森林管理局）

日頃から国有林野事業及び東北森林管理局の業務運営にご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成28年5月20日に東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署管内の立木販売において発生した重大災害概要についてお知らせします。

なお、平成28年6月7日付けで速報版でお知らせした東北森林管理局第3号災害となります。

本災害は、被災者がアカマツA（胸高24cm、樹高16m）を伐倒したところ、既に伐倒していたアカマツ伐倒木B（胸高24cm、樹高18m）の元口付近に当たり、その反動でサクラ伐倒木（胸高直径6cm、樹高7m）の上を滑り、被災者の方向へアカマツ伐倒木Aが転がり樹幹が当たり受災したものと推定されます。

本災害を踏まえ、請負事業体等に対し災害概要を周知するとともに、林野庁業務課長事務連絡により、事業主は、伐倒作業に当たっては、伐倒前に伐倒する木の周囲の状況をよく確認し、作業員に対し伐倒作業における基本的事項の遵守及び伐倒作業における危険防止を徹底し、指示を要する伐木については、指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させるなどの措置を講じ、類似災害の防止に努めるよう、貴団体の会員に周知と注意喚起するとともに、事業者への注意喚起事項が現場従業員まで周知・徹底されるようお願いいたします。

なお、今回、事業体における緊急連絡体制が機能しておらず、立木販売の契約者から支署への災害発生の連絡が遅れたこと等を踏まえ、速やかに連絡するとともに、緊急連絡体制が機能するよう併せて、貴団体の会員に周知・徹底をお願いいたします。

担当：企画官（供給戦略）

事務連絡
平成28年6月22日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

平成28年5月20日に東北森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、被災者がアカマツA(胸高24cm、樹高16m)を伐倒したところ、既に伐倒していたアカマツ伐倒木B(胸高24cm、樹高18m)の元口付近に当たり、その反動でサクラ伐倒木(胸高直径6cm、樹高7m)の上を滑り、被災者の方向へアカマツ伐倒木Aが転がり樹幹が当たり被災したものと推定される。

については、請負事業体及び立木販売の契約者に対し、災害概要を周知するとともに、別紙に則し、事業主は、伐倒作業に当たっては、伐倒前に伐倒する木の周囲の状況をよく確認し、作業員に対し伐倒作業における基本的事項の遵守及び伐倒作業における危険防止を徹底し、指示を要する伐木については、指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させるなどの措置を講じ、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、事業者への注意喚起事項が現場従業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

なお、今回、事業体における緊急連絡体制が機能しておらず、立木販売の契約者から森林管理署への災害発生の連絡が遅れたこと等を踏まえ、契約時等において災害が発生した場合には、速やかに連絡するとともに、緊急連絡体制が機能するよう指導されたい。

また、関係職員に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

担当：業務課企画官(森林整備担当)

(別紙)

労働安全衛生法（昭和47年6月8日付け57法律第57号）抜粋

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則（昭和47年9月30日付け労働省令第32号）抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第477条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第479条において同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
 - 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
 - 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が40センチメートル以上であるときは、伐根直径4分の1以上の深さの受け口をつくること。
- 2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207第4号）抜粋

5 伐木作業

(3) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 伐倒作業においては、立木の樹高の2倍の区域内へ伐倒者以外が立ち入ることを禁止し、隣接して伐倒作業を行う場合においても樹高の2.5倍の区域内に他の作業者を立ち入らせないこと。

イ 労働安全衛生規則第477条第2項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

ウ 労働安全衛生規則第479条第2項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の作業者の退避を確認した後でなければ、

伐倒させてはならないこと。

エ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(4) 基本的伐倒作業

ア 伐倒作業は、正しい受け口切り及び追い口切りによって、つるを正しく残し、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。

オ 伐倒及び退避

くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日付け基発第461号の3）抜粋

1・2 略

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ロ 略

ハ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡の方法

ニ～ヘ 略

(2) 略

4 略

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

イ 事業場の事務所との連絡に無線機器を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。

ロ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

6 労働災害発生時の連絡等

事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。

(1) 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

(2) 3の(1)のハにより定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関等に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急処置、被災労働者の移送の方法等について指示を求めること。

林業・木材製造業労働災害防止規程（平成27年10月25日適用）抜粋

第2章 チェーンソー取扱い作業

第1節 チェーンソーによる伐木、造材作業

第1款 通 則

(指示を要する伐木)

第28条 会員は、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考の上、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。

- (1) 控索を使用して行う伐木の業務
- (2) 安全帯を使用して行う伐木の業務
- (3) 伐倒の際に危害を及ぼすおそれのあるあばれ木又は空洞木の伐木の業務
- (4) 重心が伐倒方向に対して著しく偏在している木の伐木の業務
- (5) かかり木となる尾しれ野ある木の伐木の業務
- (6) かかり木の処理の業務

第2款 チェーンソーによる伐木作業

(退避場所の選定)

第32条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場

所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

(退避路の整理)

第33条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。

(くさびの使用)

第35条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

災害発生箇所平面図
 岩手県遠野市附馬牛町上附馬牛字薬師国有林95林班ち2小班

アカマツ伐倒木B
 24cm 18m

サクラ伐倒木
 6cm 7m

アカマツ伐倒木A
 24cm 16m

被災者

傾斜 約20°

切断されていたつる

アカマツ伐根B
 伐根径 26cm

アカマツ伐根A
 伐根径 26cm

退避場所(推測)

チェーンソー

同僚A、Bと合流した地点
 (ナラ伐根)



